

## 雨樋の掃除や屋根の点検に注意！

台風シーズンを前に、屋根瓦や雨樋などの無料点検をえさに悪質訪問事業者がみなさんの住宅を狙っています。最近では事業者の手口も様々で、電話でアポイントメントを取り付けてから訪問したり近所で工事をやっているからと挨拶を口実に近づいてきます。一度敷地や家の中に入れると、あとは事業者の思うつぼです。契約を急かされたり、不安をあおったりして契約を迫ります。

【相談事例】①「樋掃除を2,980円で行いますがどうですか」と電話があり承諾した。しかし、それだけでは済まず屋根瓦の補修や漆喰工事を100万円近くで契約させられた。あとで、近所の大工に見てもらったら工事は必要はなかったと言われた。②屋根の無料点検をされると言い知らない業者が来訪した。無料ならばと思って見てもらったところ「そのまま放置すると雨漏りがする。取り返しはつかなくなる前に工事をした方がいい」と高額な修理契約を勧められた。③隣家で工事をしていた業者が訪問してきて、屋根の漆喰に「異常がある」と言われ1万円です直してもらったところ「瓦も直した方がいい」などと言われ115万円で契約を結んだ。

そのほかにも、屋根に上がれない高齢者に対しデジカメでとった別の家の写真を見せ不安をあおり必要ではない工事を次々に契約させたり、クーリング・オフしようとするすでに発注済みだと言ってクーリング・オフを妨害するような悪質な事例も発生しています。

特定商取引法では、訪問販売事業者は最初に事業者名や、樋や屋根の工事をするという目的を告げなければならないことになっています。また、契約日から8日間はクーリング・オフができます。たとえすでに工事に取りかかっていたとしても、事業者は元通りにしなければなりませんし、商品や材料代を請求されても支払う必要はありません。クーリング・オフは、ハガキなどの書面に契約日や商品名、契約金額などと契約解除する旨を書いて、特定記録郵便など証拠が残る方法で事業者に通知しましょう。いずれにしても、不必要な工事契約をしてしまった場合は、早目に家族や消費生活の相談窓口へ連絡してください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

